

内閣府、厚生労働省、

○農林水産省、経済産業省、令第一号

国土交通省

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、及び特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第六十六条第六項の規定を実施するため、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

国土交通大臣 石井 啓一

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を

総理府、厚生省、

定める命令（平成十一年農林水産省、通商産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

運輸省、建設省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式

表面

第 号	特定商取引に関する法律第66条第6項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書
年 月 日生 年 月 日発行 発行者 ㊟	官 職 氏 名 押 出 ス タ ヲ 印
4センチメートル ↓ 写 ↓ 4センチメートル	←3センチメートル→ 真

改正前

特定商取引に関する法律第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）又は第五項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別記様式

表面

第 号	特定商取引に関する法律第66条第7項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書
年 月 日生 年 月 日発行 発行者 ㊟	官 職 氏 名 押 出 ス タ ヲ 印
4センチメートル ↓ 写 ↓ 4センチメートル	←3センチメートル→ 真



裏面

特定商取引に関する法律抜粋

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定



裏面

特定商取引に関する法律抜粋

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定

商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第1項から第3項までの規定は、通信販売電子メールアドレス受託事業者、連鎖販売取引電子メールアドレス受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メールアドレス受託事業者について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メールアドレス受託事業者、連鎖販売取引電子メールアドレス受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メールアドレス受託事業者」と読み替えるものとする。

6 第1項若しくは第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第1項若しくは第2項（これらの規定を第5項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三 第66条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第66条第2項（同条第5項において読み替えて準用す

商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 第1項から第3項までの規定は、通信販売電子メールアドレス受託事業者、連鎖販売取引電子メールアドレス受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メールアドレス受託事業者について準用する。この場合において、第2項及び第3項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メールアドレス受託事業者、連鎖販売取引電子メールアドレス受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メールアドレス受託事業者」と読み替えるものとする。

7 第1項若しくは第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項若しくは第2項（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）又は第5項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第72条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十 第66条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

十一 第66条第2項（同条第6項において読み替えて準用

る場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 三 第66条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること

- 2 発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第73条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 三 第66条第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること

- 2 発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

### 附 則

この命令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。